

株主各位

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
株式会社 Z O Z O
代表取締役社長 澤田宏太郎

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、**本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙の郵送またはインターネットにより、2020年6月26日（金曜日）午後5時までに議決権を行使（郵送の場合は同日時間までに到着が必要です）くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日（月曜日）午後1時
2. 場 所 東京ベイ幕張ホール2階
千葉県美浜区ひび野二丁目3番地
アパホテル&リゾート東京ベイ幕張
3. 目的事項
報告事項 1. 第22期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役2名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

第5号議案 取締役の報酬等の改定の件（業績連動型譲渡制限付株式の付与）

以上

※当日ご出席の場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※以下の書類につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.zozo.com/ir-info/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ①株主資本等変動計算書
- ②計算書類の個別注記表
- ③連結株主資本等変動計算書
- ④連結計算書類の連結注記表

従って、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

※株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.zozo.com/ir-info/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染予防に関する対応について

※必要最小限の運営にするため、今年は株主の皆様へのお土産は中止します。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※受付前において株主様の体温チェックをいたします。運営スタッフが体調不良と判断した株主様にはお声掛けのうえ、ご入場をお断りすることがございます。

※ご来場予定の株主様は、必ずマスクをご持参くださいますようお願い申し上げます。また、会場内では必ずマスクをご着用ください。

※株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。

※当社役員につきまして、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.zozo.com/ir-info/>）に掲載いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認ください。

※株主様の座席の間隔を十分に空けるため、例年に比べて座席数が大幅に減少しております。満席となった場合はご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内



株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年6月29日（月曜日）
午後1時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

議決権行使期限

2020年6月26日（金曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、議案に対する賛否をご入力下さい。

議決権行使期限

2020年6月26日（金曜日）
午後5時まで

詳細は次ページをご参照ください。

※ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

代理人による議決権の行使に関する事項

当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として議決権を行使することができます。ただし、本株主総会に係る委任状ならびに株主様ご本人および代理人株主様各々の議決権行使書用紙のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

議決権の不統一行使の通知方法

議決権を統一しないで行使する株主様（他人のために株式を有する株主様に限ります。）は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその有する議決権を統一しないで行使する旨およびその理由をご通知下さい。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

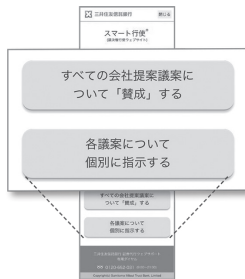
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 0120-652-031
(受付時間 午前9時～午後9時)

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

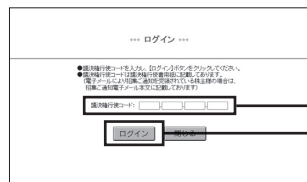


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

機関投資家のみなさまへ

上記のインターネット等による議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

第 22 期 事 業 報 告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

[表1] 前年同期比

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比
商品取扱高	323,819 (100.0%)	345,085 (100.0%)	6.6%
売上高	118,405 (36.6%)	125,517 (36.4%)	6.0%
差引売上総利益	104,962 (32.4%)	113,721 (33.0%)	8.3%
営業利益	25,654 (7.9%)	27,888 (8.1%)	8.7%
経常利益	25,717 (7.9%)	27,644 (8.0%)	7.5%
親会社株主に帰属する当期純利益	15,985 (4.9%)	18,804 (5.4%)	17.6%

() 内は商品取扱高に対する割合です。

当社グループは、「世界中をカッコよく、世界中に笑顔。Be unique. Be equal.」という企業理念のもと、日本最大級のファッションECサイト「ZOZOTOWN」の運営、及びファッションメディア「WEAR」の運営を中心に事業活動を行っております。

当連結会計年度における当社グループは、ZOZOTOWNにおいてはユニークユーザー数拡大及びコンバージョンレート（ユニークユーザーの購買率）向上のために、ユーザーとブランド双方にとって魅力的なサイト作りに注力してまいりました。具体的には、引き続き多様化するユーザーニーズに対応できるよう積極的に幅広いジャンルの新規ブランドの出店を進めたことや、2019年5月、同9月、及び同11月にセールイベント「ZOWEEK」の実施をいたしました。また、第2四半期連結会計期間以降、既存会員の活性化を目的に、会員毎の購買履歴等の情報をもとにパーソナライズされた値引・ポイント施策を継続して実施してまいりました。

2019年12月17日より、ヤフー(株)が運営するオンラインショッピングモール「PayPayモール」へZOZOTOWNを出店いたしました。ZOZOTOWNに出店している約9割のショップがPayPayモールでも販売をしており、売上も好調です。出店翌日から2020年3月31日にかけては、ZOZOTOWN PayPayモール店利用でPayPayボーナスを最大30%還元するという大規模なポイント還元キャンペーンを実施いたしました。他ECモールへZOZOTOWNが出

店することは初の試みですが、従来のZOZOTOWNユーザーとは属性の異なる幅広いユーザーとの接点を増やすことで、新たな顧客層の拡大を目指してまいりました。

MSP（マルチサイズプラットフォーム）事業については、2019年9月6日からZOZOTOWN上にて受注予約を開始いたしました。当連結会計年度においては、秋冬商品を中心に販売を行ってまいりました。体型計測デバイスとしては、2020年2月27日より足型の3Dデータ化を行い靴選びに必要な複数部位の計測を可能とする「ZOZOMAT」の配布を開始いたしました。本施策により、ZOZOTOWNでの靴カテゴリーの商品取扱高拡大を目指すとともに、ユーザーにとって快適で便利な靴選びを可能とする新しい購買体験を提供できると期待しております。

BtoB事業においては、第3四半期連結会計期間より、ZOZOTOWNの出店ブランドを対象にZOZOTOWNと自社ECの在庫一元化を図ることで機会損失の最小化を目指す、フルフィルメント支援に特化したサービス「Fulfillment by ZOZO」を開始いたしました。

また、2019年10月24日～10月28日の5日間で、当社が大会タイトルスポンサーとして、日本初となるPGA TOUR トーナメント「ZOZO CHAMPIONSHIP」を開催いたしました。悪天候によるトラブルにも見舞われましたが、世界トップクラスの選手の素晴らしいプレーと日本中のゴルフファンの熱い歓声に支えられ、初年度大会はタイガー・ウッズ選手の優勝と共に大盛況のうちに幕を閉じました。なお、同大会タイトルスポンサーは来期以降も継続予定であり、引き続き新たな顧客層に対して当社の認知拡大を図っていく所存です。

なお、当社グループはZホールディングス(株)による当社株式に対する公開買付けにより、Zホールディングス(株)の連結子会社となり、以後連携を強めてまいりました。今後も親会社との連携深化を促進し、シナジー効果を最大化できるよう、最大限の取り組みを推進してまいります。

これらの結果、当連結会計年度における商品取扱高は345,085百万円（前年同期比6.6%増）、売上高は125,517百万円（同6.0%増）、差引売上総利益は113,721百万円（同8.3%増）となりました。商品取扱高については、第2四半期連結会計期間まで期初計画並の成長率で順調に推移していましたが、第3四半期連結会計期間は、消費増税後の節約志向の高まりに伴う消費低迷に加え、大型台風の上陸をはじめとした天候不順、そして記録的な暖冬の影響により、高単価の季節性商品の販売が低調に推移いたしました。市況悪化の影響を鑑み、効率性の観点から積極的なプライスプロモーションを抑制していましたが、第4四半期連結会計期間においても記録的な暖冬が続いたことから、継続してプロモーションの抑制を行ってまいりました。また、前第4四半期連結会計期間において有料会員サービス「ZOZOARIGATO」による大規模な当社負担の値引施策を行っていたことも影響し、当連結会計年度の商品取扱高成長率は期初計画対比で低い水準に留まりました。なお、商品取扱高は商品販売価格から同有料会員サービス及びその他当社負担値引施策に起因する値引額を控除する前の金額を以て表示しております。一方で、売上高については、いずれの場合も当該値引控除後の金額となっております。

販売費及び一般管理費は85,832百万円（前年同期比8.2%増）、商品取扱高に対する割合は24.9%と前年同期と比較して0.4ポイント低下しております。前年同期比で販管費率が低下している主な理由は以下の通りです。

・上昇（悪化）要因

- ① ポイント施策の増加に伴い、ポイント関連費（対商品取扱高）が0.5ポイント上昇。
- ② 商品単価下落に伴う比率増加、物流拠点増加に伴う拠点間移動に係る費用の増加及びアルバイト時給増加により、物流関連費（対商品取扱高比）が0.3ポイント上昇。
- ③ 物流拠点増加に伴い、賃借料（対商品取扱高比）が0.3ポイント上昇。

・低下（改善）要因

- ① PGA TOUR トーナメント「ZOZO CHAMPIONSHIP」スポンサー費用等が発生した一方で、ZOSUSUITの配布枚数減少により広告宣伝費（対商品取扱高）が0.5ポイント低下。
- ② 前期において発生していた高額のスポンサー費用（センサー方式の旧型ZOSUSUITに関連した清算費用・マーカー方式の新型ZOSUSUITの改良研究に起因した成功報酬費用）が当期においてはなないことから、その他費用（対商品取扱高）が0.1ポイント低下。
- ③ 前期に行った賞与支給方針の変更に伴う影響が収まったことにより、社員人件費（対商品取扱高）が0.1ポイント低下。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は27,888百万円（前年同期比8.7%増）、営業利益率は対商品取扱高対比8.1%と前年同期と比較して0.2ポイント上昇しております。また、経常利益は27,644百万円（同7.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は18,804百万円（同17.6%増）となりました。

[表2] 期初計画比

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (期初計画)		当連結会計年度 (実績)		計画比
商品取扱高	367,000	(100.0%)	345,085	(100.0%)	△6.0%
売上高	136,000	(37.1%)	125,517	(36.4%)	△7.7%
営業利益	32,000	(8.7%)	27,888	(8.1%)	△12.8%
経常利益	32,000	(8.7%)	27,644	(8.0%)	△13.6%
親会社株主に帰属する当期純利益	22,500	(6.1%)	18,804	(5.4%)	△16.4%

2019年4月25日に開示いたしました期初計画に対しては、商品取扱高は6.0%、売上高は7.7%下回りました。第3四半期連結会計期間以降、消費税後の反動や記録的な暖冬等による市況悪化の影響を強く受けたことが主な要因です。商品取扱高及び売上高の期初計画未達に伴い、営業利益は同計画比で12.8%、経常利益は同計画比で13.6%、親会社株主に帰属する当期純利益は同計画比で16.4%それぞれ下回りました。

なお、当社グループはEC事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、単一セグメント内の各事業区分の業績を以下のとおり示しております。

各事業別の業績は、以下のとおりです。

[表3] 事業別前年同期比

事業別	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			取扱高 前年同期比 (%)	売上高 前年同期比 (%)
	取扱高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	取扱高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)		
ZOZOTOWN事業								
(受託ショップ)	294,918	91.1	82,670	308,888	89.4	87,312	4.7	5.6
(買取ショップ)	149	0.0	148	204	0.1	200	36.4	34.4
(ZOZOUSED)	16,973	5.2	16,372	15,753	4.6	15,004	△7.2	△8.4
小計	312,041	96.3	99,191	324,846	94.1	102,517	4.1	3.4
PayPayモール	—	—	—	6,199	1.8	1,774	—	—
PB事業	2,763	0.9	2,746	1,255	0.4	1,245	△54.6	△54.6
MSP事業	—	—	—	752	0.2	749	—	—
BtoB事業	9,014	2.8	2,056	12,032	3.5	2,365	33.5	15.0
広告事業	—	—	1,426	—	—	2,716	—	90.4
その他	—	—	12,984	—	—	14,148	—	9.0
合計	323,819	100.0	118,405	345,085	100.0	125,517	6.6	6.0

① ZOZOTOWN事業

ZOZOTOWN事業は、「受託ショップ」「買取ショップ」「ZOZOUSED」の3つの事業形態で構成されております。「受託ショップ」は各ブランドの商品を受託在庫として預かり、受託販売を行っております。「買取ショップ」は各ブランドからファッション商材を仕入れ、自社在庫を持ちながら販売を行っております。「ZOZOUSED」は主に個人ユーザー等から中古ファッション商材を買取り、販売を行っております。

当社では、ZOZOTOWN事業を持続的に成長させていくためには「購入者数の拡大」及び「ファッション消費

におけるZOZOTOWN利用率上昇」が重要なファクターであると認識しております。そのために、ユーザーとブランド双方にとって魅力的なサイト作りに取り組んでおります。

なお、ZOZOTOWN事業に係る主なKPIの推移は以下のとおりです。

(ショップ数等)

[表4] ショップ数、ブランド数の推移

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
ZOZOTOWN出店ショップ数 (注)1	1,139	1,183	1,255	1,245	1,297	1,312	1,345	1,337
内) 買取ショップ(注)2	5	5	5	5	5	5	5	5
受託ショップ	1,134	1,178	1,250	1,240	1,292	1,307	1,340	1,332
ブランド数(注)1、2	6,820	6,957	7,115	7,056	7,349	7,305	7,462	7,643

(注) 1 四半期会計期間末日時点の数値を使用しております。

2 プライベートブランド「ZOZO」及び「マルチサイズ」は含んでおりません。

当連結会計年度に新規出店したショップ数は184ショップ(純増92ショップ)となり、期初計画に対して順調に推移しました。なお、第4四半期連結会計期間に新規出店したショップ数は、15ショップ(純減8ショップ)となりました。主な新規出店ショップは、BEAMSが展開するオンライン限定ブランド「BeAMS DOT」、老舗国産シューズブランド「ASAHI SHOES」です。なお、前四半期比で出店ショップ数が微減しておりますが、これはブランドの終了、統合または売上不振による退店が主要因となっております。

(年間購入者数)

[表5] 年間購入者数の推移

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
年間購入者数(注)2	7,392,126	7,769,546	8,073,672	8,126,524	8,121,663	8,226,388	8,156,256	8,273,603
(前年同期比)	657,386	805,560	867,895	903,297	729,537	456,842	82,584	147,079
(前四半期比)	168,899	377,420	304,126	52,852	△4,861	104,725	△70,132	117,347
アクティブ会員数(注)3	5,458,643	5,782,227	6,156,837	6,450,686	6,557,144	6,749,012	6,800,435	6,839,666
(前年同期比)	1,276,770	1,191,210	1,198,976	1,337,825	1,098,501	966,785	643,598	388,980
(前四半期比)	345,782	323,584	374,610	293,849	106,458	191,868	51,423	39,231
ゲスト会員数	1,933,483	1,987,319	1,916,835	1,675,838	1,564,519	1,477,376	1,355,821	1,433,937
(前年同期比)	△619,384	△385,650	△331,081	△434,528	△368,964	△509,943	△561,014	△241,901
(前四半期比)	△176,883	53,836	△70,484	△240,997	△111,319	△87,143	△121,555	78,116

(注) 1 集計期間は会計期間末日以前の直近1年間としております。

2 年間購入者数は過去1年以内に1回以上購入したアクティブ会員数とゲスト購入者数の合計です。

3 アクティブ会員数は過去1年以内に1回以上購入した会員数になります。

4 「PayPayモール」の購入者は含んでおりません。

第4四半期連結会計期間において、アクティブ会員数及びゲスト会員数が前四半期比でそれぞれ増加したことから、年間購入者数は前四半期比で増加いたしました。アクティブ会員数については、既存会員の活性化を目的に、会員毎の購買履歴等の情報をもとにパーソナライズされた値引・ポイント施策を適宜実施したことにより、増加となりました。

(年間購入金額及び年間購入点数)

[表6] 年間購入金額、年間購入点数の推移

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
年間購入金額(全体) (注)1、2、3、4	46,870	46,120	46,009	46,315	46,934	47,506	47,593	46,519
(前年同期比)	△0.5%	△1.5%	△1.5%	△2.8%	0.1%	3.0%	3.4%	0.4%
(前四半期比)	△1.7%	△1.6%	△0.2%	0.7%	1.3%	1.2%	0.2%	△2.3%
年間購入点数(注)1、2、3	11.3	11.2	11.1	11.1	11.3	11.6	11.7	11.8
(前年同期比)	5.8%	3.0%	1.4%	△2.9%	△0.4%	3.5%	5.1%	6.5%
(前四半期比)	△0.5%	△1.0%	△0.7%	△0.6%	2.0%	2.9%	0.8%	0.7%
年間購入金額(既存会員) (注)1、2、3、4	59,569	57,563	56,304	55,792	55,048	54,750	54,092	53,027
(前年同期比)	△5.5%	△10.5%	△10.3%	△8.7%	△7.6%	△4.9%	△3.9%	△5.0%
(前四半期比)	△2.5%	△3.4%	△2.2%	△0.9%	△1.3%	△0.5%	△1.2%	△2.0%
年間購入点数(注)1、2、3	14.2	13.8	13.6	13.4	13.3	13.4	13.4	13.4
(前年同期比)	0.6%	△5.5%	△6.2%	△6.8%	△6.2%	△2.7%	△1.6%	△0.1%
(前四半期比)	△1.4%	△3.0%	△1.5%	△1.1%	△0.8%	0.6%	△0.3%	0.4%

(注) 1 集計期間は会計期間末日以前の直近1年間としております。

2 アクティブ会員1人当たりの指標となっております。

3 「PayPayモール」の購入者は含んでおりません。

4 円単位となっております。

第4四半期連結会計期間において全体の年間購入金額が前年同期比で増加しておりますが、これは新規会員の獲得ペースが鈍化した結果、会員全体に占める既存会員の構成比が上昇したことが理由です。既存会員の年間購入金額が前年同期比及び前四半期比で減少している要因は、会員歴の浅い既存アクティブ会員の構成割合が上昇したことによるもの(会員歴の長さに応じて年間購入金額が高くなる傾向)です。

(平均商品単価等)

[表7] 平均商品単価、平均出荷単価、出荷件数の推移

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
平均商品単価 (注)1、2、3 (前年同期比)	3,959 △3.7%	3,660 △1.1%	4,770 △2.3%	4,379 4.1%	3,903 △1.4%	3,516 △3.9%	4,501 △5.6%	3,909 △10.7%
平均出荷単価 (注)1、2、3 (前年同期比)	8,134 △4.9%	7,788 △5.8%	9,581 5.5%	9,487 10.1%	8,390 3.2%	7,529 △3.3%	8,973 △6.3%	8,304 △12.5%
1注文あたり購入点数 (注)1、3 (前年同期比)	2.05 △1.3%	2.13 △4.8%	2.01 7.9%	2.17 5.7%	2.15 4.6%	2.14 0.6%	1.99 △0.8%	2.12 △1.9%
出荷件数(注)1、3 (前年同期比)	8,425,033 24.1%	8,865,330 24.0%	9,512,052 14.6%	9,065,816 9.3%	9,209,344 9.3%	10,347,938 16.7%	10,101,875 6.2%	9,757,344 7.6%

(注) 1 四半期会計期間の数値を使用しております。

2 円単位となっております。

3 「PayPayモール」は含んでおりません。

平均商品単価につきましては、前年同期比で減少いたしました。タイムセールやZOWEEK等のセールイベントを積極的に行ったことにより、セール商材の売れ行きが好調であった一方で、暖冬等の影響を受けプロパー消費の伸び悩みもありセール比率が上昇したことが主な要因です。加えて、前第4四半期連結会計期間に前述した「ZOZOARIGATO」による大規模な当社負担の値引施策を行っていたため、同有料会員においては値引による恩恵を享受できることから、通常よりも高価格帯の商品を購入する傾向が見られていたことも影響しております。同様に平均出荷単価についても前年同期比で減少しております。

ZOZOTOWN事業（受託ショップ、買取ショップ及びZOUUSED）の実績は以下のとおりです。

a. 受託ショップ

当連結会計年度の商品取扱高は308,888百万円（前年同期比4.7%増）、商品取扱高に占める割合は89.4%（前年同期実績91.1%）となりました。売上高（受託販売手数料）は87,312百万円（前年同期比5.6%増）となりました。2020年3月末現在、受託ショップは1,332ショップ（2019年12月末1,340ショップ）を運営しております。

b. 買取ショップ

当連結会計年度の商品取扱高は204百万円（前年同期比36.4%増）、商品取扱高に占める割合は0.1%（前年同期実績0.0%）となりました。売上高は200百万円（前年同期比34.4%増）となりました。2020年3月末現在、買取ショップでは5ショップ（2019年12月末5ショップ）を運営しております。

c. ZOZUSED

当連結会計年度の商品取扱高は15,753百万円（前年同期比7.2%減）、商品取扱高に占める割合は4.6%（前年同期実績5.2%）となりました。売上高は15,004百万円（前年同期比8.4%減）となりました。

② PayPayモール

ヤフー㈱が運営するオンラインショッピングモール「PayPayモール」へZOZOTOWNを出店しております。当連結会計年度の商品取扱高は6,199百万円、商品取扱高に占める割合は1.8%となりました。売上高は1,774百万円となりました。

③ PB事業

PB事業では、ユーザー個人の体型に合わせた当社の自社企画アパレル商品を販売する事業を行っております。当連結会計年度の商品取扱高は1,255百万円（前年同期比54.6%減）、商品取扱高に占める割合は0.4%（前年同期実績0.9%）となりました。売上高は1,245百万円（前年同期比54.6%減）となりました。

④ MSP事業

MSP事業では、当社がPB事業で培った多サイズ展開のノウハウ・販売力、及びZOZOTOWN出店ショップの企画力を融合させることで、ユーザーが求める当該ショップ商品の一部についてマルチサイズ展開を行い、ZOZOTOWN上で販売を行う事業を行っております。ユーザーからは身長・体重情報を入力頂くことで、推奨サイズの商品提供が可能となります。当連結会計年度の商品取扱高は752百万円、商品取扱高に占める割合は0.2%となりました。売上高は749百万円となりました。

⑤ BtoB事業

BtoB事業では、ブランドの自社ECサイトの構築及び運営を受託しております。当連結会計年度の商品取扱高は12,032百万円（前年同期比33.5%増）、商品取扱高に占める割合は3.5%（前年同期実績2.8%）となりました。売上高（受託販売手数料）は2,365百万円（前年同期比15.0%増）となりました。2020年3月末現在、受託サイト数は50サイト（2019年12月末47サイト）となっております。

⑥ 広告事業

広告事業は、ZOZOTOWN及びWEARのユーザーリーチ基盤を活用し、取引先ブランドや広告代理業者に広告枠を提供し、広告収入を得る事業形態となります。当連結会計年度の売上高は2,716百万円（前年同期比90.4%増）となりました。WEARについては、今後は広告による収益化は縮小し、ユーザーの拡大及びコンテンツの拡充に注力してまいります。WEARの2020年3月末時点のアプリダウンロード数は1,400万ダウンロードを超えており、月間利用者数ともに堅調に推移しております。

⑦ その他

その他には、ZOZOTOWN事業に付随した事業の売上（送料収入、決済手数料収入、有料会員収入等）、連結子会社のその他売上高などが計上されております。当連結会計年度のその他売上高は14,148百万円（前年同期比9.0%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、商品取扱高及びアクセス数の増加に対応するため、物流関連機材の追加やサーバーの増強等を行ったこと、また新事業所の建設を行っていることなどから、その総額は5,171百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の主な資金調達は、借換を目的として、金融機関から短期借入金による調達を実施しており、短期借入金の当期末残高は22,000百万円となりました。

また、当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け2020年3月に取引銀行2行との間にシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの当面の課題は、①親会社であるZホールディングス㈱との連携深化による早期のシナジー創出、②ZOZOTOWNのリブランディング、③BtoB事業強化、④フルフィルメント及びECシステム機能強化、⑤システムエンジニアのリソース強化が必要であると考えております。

① 親会社であるZホールディングス㈱との連携深化による早期のシナジー創出に向けた取り組みの推進

当社グループはZホールディングス㈱による当社株式に対する公開買付けにより、Zホールディングス㈱の連結子会社となり、以後連携を強めてまいりました。今後はその範囲を広げ、シナジー効果を最大化できるよう、最大限の取り組みを推進してまいります。

a. ZOZOTOWN PayPayモール店の商品取扱高拡大

2019年12月17日にヤフー㈱が運営する「PayPayモール」へZOZOTOWNを出店いたしました。ZOZOTOWN PayPay

モール店の立ち上がりは好調ですが、まだ拡大余地が十分にあると認識しております。今後は、ZOZOTOWN PayPayモール店にもZOZOTOWN本店に近しい機能の拡充を進め、幅広いユーザー層に対応するECサイトとして商品取扱高の拡大を目指してまいります。

b. ZOZOTOWN本店へ決済サービス「PayPay」を導入

ヤフー㈱が運営する決済サービス「PayPay」をZOZOTOWN本店に導入し、普及促進してまいります。PayPayが抱える顧客基盤から新規ユーザー獲得を期待すると共に、PayPay決済利用で還元されるPayPayボーナスをZOZOTOWN本店でも共有可能とする等、更にユーザビリティを向上させてまいります。

c. Zホールディングス㈱及びソフトバンクグループのサービスからのZOZOTOWN本店への送客

ZOZOTOWN既存ユーザーとはユーザー属性が異なる「Yahoo! JAPAN」をはじめとするZホールディングス㈱及びソフトバンクグループのサービスからZOZOTOWN本店への送客を開始しております。本施策により、既存のZOZOTOWNユーザーとは属性の異なる新規ユーザー獲得を進めてまいります。

d. 開発リソースの共有

Zホールディングス㈱所属のエンジニアと当社所属のエンジニアの技術力の共有により、開発スピード及び開発クオリティの向上を目指してまいります。

② ZOZOTOWNのリブランディング

当社コアビジネスであるZOZOTOWNにおいては、「MORE FASHION」×「FASHION TECH」をテーマに掲げ、これまで以上にファッションを追求し、ただ売るだけではなく、新しい売り方や顧客体験を創るテクノロジーを使って、よりユーザーにもブランドにも価値を与えられるサービスとなるべくリブランディングを図ってまいります。

a. 取扱アイテム、ブランド、カテゴリの拡充

ファッションEC事業者としての絶対的な地位をより強固なものとするために、服好きだけでなく、そうでない方にもファッションを好きになっていただくことを目指し、多くのユーザーがそれぞれの趣向にあった商品を購入できるよう取扱アイテム、ブランド、カテゴリの更なる拡充を図ってまいります。まずは、後述の「ZOZOMAT」を利用した靴の販売拡充並びにコスメのラインナップ拡大を進めていく予定です。

b. 当社ならではの付加価値提供サービスの拡充

テクノロジーを用いて、新しい売り方や顧客体験を創るような付加価値提供サービスを拡充させてまいります。一例としては、2020年2月27日より足型を3Dで計測できるデバイス「ZOZOMAT」の配布を開始いたしました。本施策により、ユーザーにとって快適で便利な靴選びを可能とし、新しい購買体験を提供してまいります。この他にも様々なテクノロジーの活用で、新たな付加価値提供を実現できるよう研究を進めております。

③ BtoB事業強化

ブランドとの関係強化を目的として、BtoB事業を強化してまいります。2019年10月より、ブランドの自社EC支援サービスとして、フルフィルメントに特化した支援サービス「Fulfillment by ZOZO」を開始いたしました。本サービスにより、当社の物流倉庫においてブランドのZozotown在庫、自社ECの在庫を一元化することで、在庫量が増加し、Zozotownにおける在庫不足による機会損失を防ぐことが可能となっております。今後は本サービスに加え、ブランドの店舗在庫連携やデータを活用した販売員の接客支援、需要予測をもとにしたディストリビューションや集客等、当社にとってもブランドにとっても双方にメリットがあるBtoBソリューションの構築を目指してまいります。

④ フルフィルメント及びECシステム機能強化

今後見込まれる商品取扱量の増加を視野に入れ、更なる物流キャパシティの拡大、業務効率化の促進を検討してまいります。2020年春・秋にそれぞれ物流倉庫を増やすことで、物流キャパシティを拡大いたします。また、ECシステムのハード及び機能面に関しましては、ユーザー数の増加及びそれに伴うアクセス数の増加への対応、ユーザビリティ向上のため、適宜強化を図ってまいります。

⑤ システムエンジニアのリソース強化

今後のビジネスの拡張を図る上でシステムエンジニアのリソース強化が重要となります。現状、300名程度のエンジニアが在籍しておりますが、今後の事業展開を鑑み、開発スピードの向上や新たなテクノロジーを取り入れるべく、エンジニアを増員してまいります。さらに、①-dでも触れたように、親会社であるZホールディングス㈱とのエンジニア等のリソース共有も積極的に行っていく予定です。

(5) 財産及び損益の状況推移

区 分	2016年度 第19期	2017年度 第20期	2018年度 第21期	2019年度 第22期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	76,393	98,432	118,405	125,517
経常利益 (百万円)	26,442	32,740	25,717	27,644
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	17,035	20,156	15,985	18,804
1株当たり当期純利益 (円)	54.66	64.68	52.20	61.60
総資産 (百万円)	55,720	70,712	78,961	94,186
純資産 (百万円)	29,868	40,810	22,656	34,534

(注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

2 当社は、2016年10月1日を効力発生日として、1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

3 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を2018年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。なお、2017年度についても当該会計基準等を遡って適用しております。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業別	事業内容
ZOZOTOWN事業	<p>ZOZOTOWN事業は受託ショップ、買取ショップ、ZOZOUSEDから構成されております。</p> <p>(受託ショップ) 「ZOZOTOWN」に各ブランドがテナント形式で出店を行い、出店後の運営管理を行う事業であり、当社グループが各ブランドの掲載する商品を当社の物流拠点に受託在庫として預かり、販売を行う事業形態です。当事業と買取ショップとの大きな違いは、基本的なマーチャンダイジングをテナント側が実施することと、受託販売形態であるため当社が在庫リスクを負担しないこととあります。当事業に係る売上高は、販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。</p> <p>(買取ショップ) 各ブランドからファッション商材を仕入れ、自社在庫を持ちながら販売を行う事業形態であります。</p> <p>(ZOZOUSED) 個人ユーザー等から中古ファッション商材を買い取り、自社在庫を持ちながら販売を行う二次流通事業形態であります。</p>
PayPayモール	<p>ヤフー(株)が運営するPayPayモールにZOZOTOWNを出店し、商品を販売する事業形態であります。</p>
PB事業	<p>ユーザー個人の体型に合わせた当社の自社企画アパレル商品を販売する事業形態であります。</p>
MSP事業	<p>当社の多サイズ展開のノウハウ・販売力、及びZOZOTOWN出店ショップの企画力を活用し、ユーザーが求める当該ショップ商品の一部についてマルチサイズ生産を行い、ZOZOTOWN内で商品を販売する事業形態であります。</p>
BtoB事業	<p>アパレルメーカーが独自に運営するECサイトのシステム開発、デザイン制作、物流請負、マーケティング支援など、必要に応じて各種フルフィルメント関連業務を支援するものであります。なお、当事業に係る売上高につきましても、受託ショップと同様、販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。</p>
広告事業	<p>「ZOZOTOWN」及び「WEAR」のユーザーリーチ基盤を活用し、取引先ブランドや広告代理業者に広告枠を提供し、広告収入を得る事業形態であります。</p>
その他	<p>ZOZOTOWN事業に付随した事業（有料会員収入、送料収入、決済手数料収入等）があります。</p>

(7) 主要な営業所等 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社	千葉県千葉市美浜区
物流センター (ZOZOBASE)	千葉県習志野市、千葉県印西市、茨城県つくば市

② 子会社

㈱ZOZOテクノロジーズ	東京都渋谷区
㈱アラタナ	宮崎県宮崎市

(注) 2020年4月1日に、当社を吸収合併存続会社、㈱アラタナを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。それに伴い、㈱アラタナは当社の連結子会社から除外されました。

(8) 従業員の状況等 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	1,158名
前連結会計年度末比増減	64名増

(注) 1 従業員数は、正社員、準社員の就業人員であります。

2 従業員数には、臨時雇用者（アルバイト、派遣社員を含む。）の期中平均雇用人員3,005名は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
689名	138名増	33.3歳	4.8年

(注) 従業員数は、就業人数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（アルバイト、派遣社員を含む。）の期中平均雇用人員2,993名は含まれておりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
ソフトバンクグループ(株)	238,772百万円	50.1% (50.1%)	持株会社
ソフトバンクグループジャパン(株)	25百万円	50.1% (50.1%)	持株会社
ソフトバンク(株)	204,309百万円	50.1% (50.1%)	通信業
汐留Zホールディングス合同会社	10百万円	50.1% (50.1%)	持株会社
Zホールディングス(株)	237,404百万円	50.1% (－)	グループ会社の経営管理、並びにそれに付随する業務

- (注) 1. 「当社に対する議決権比率」は、各社が直接所有する議決権の比率及び間接所有する議決権の比率の合計となっており、() 内は、間接所有する比率を内数で記載しております。
2. 2019年11月13日付のZホールディングス(株)による当社株式の公開買付けにより、同社は当社株式の50.1%を取得し、2019年11月20日をもって当社の親会社となりました。
3. Zホールディングス(株)の親会社であるソフトバンクグループ(株)、ソフトバンクグループジャパン(株)及びソフトバンク(株)についても、Zホールディングス(株)を通じて当社株式を間接的に保有することになるため、2019年11月20日をもって当社の親会社となりました。
4. 当社の親会社であるZホールディングス(株)について、2019年12月18日付の筆頭株主の異動に伴い 汐留Zホールディングス合同会社がZホールディングス(株)の親会社となり、Zホールディングス(株)を通じて当社株式を間接的に保有することになるため、同日をもって当社の親会社となりました。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)ZOZOテクノロジーズ	280百万円	100.0%	スマートフォンやタブレット向けアプリ及びシステム開発
(株)アラタナ	99百万円	100.0%	ファッションメディアの開発・運営、その他ソフトウェア等の開発

- (注)1. 前連結会計年度末において連結子会社であった(株)ZOZOUSUEDは、2019年11月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結子会社から除外しております。なお、(株)アラタナについては2020年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結子会社から除外しております。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
㈱三井住友銀行	21,500百万円
㈱京葉銀行	500百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(指名報酬諮問委員会の設置)

当社は、2020年1月28日開催の取締役会において、取締役の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスを明確化することで監督機能を強化するとともに、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置いたしました。

なお、指名報酬諮問委員会の審議結果およびその答申を踏まえ、2020年5月21日開催の取締役会において、当社の取締役（業務執行取締役に限ります。以下「業務執行取締役」という。）について、当社の持続的かつ中長期の企業価値向上を促し、健全なインセンティブとして機能させることを目的とし、当社の経営戦略に基づく短期・中長期の業績の達成および企業価値の向上に向けた取り組みとその成果に対して報酬を支払う報酬制度に改定することを決議しております。

当社の業務執行取締役に対する報酬は、固定報酬および業績連動報酬で構成され、固定報酬は現金のみ、業績連動報酬は現金賞与および株式報酬の2種類の報酬から構成されます。

報酬の割合については、業績連動報酬の割合が固定報酬の割合を上回り、業績連動報酬のうち、現金賞与と株式報酬の割合を半分ずつとすることとします（※）。各報酬の種類および目的・概要は以下の図表のとおりです。

報酬の種類		目的・概要
固定	現金報酬	職責に応じた職務遂行に対する固定報酬
業績連動	現金賞与 (短期インセンティブ報酬)	事業年度毎の短期的な業績目標の達成を意識した業績連動報酬 ・具体的な支給額は、単年度計画で定める業績目標の達成度に応じて決定する。 ・事業の成長性としての商品取扱高と収益性としての連結営業利益（※）を報酬の支給判断基準として設定する。
	株式報酬 (中長期インセンティブ報酬)	中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するための業績連動報酬 ・譲渡制限付株式とし、譲渡制限解除割合は、3事業年度の当社株価成長率および連結営業利益（※）に応じて決定（株価成長率については、36社ほどベンチマーク企業群の株価成長率と比較） ・原則として、毎年交付する。

（※）今後、報酬割合、報酬の支給判断基準等は取締役会決議により変更されることがあります。

(資本業務提携契約の締結)

当社は、2019年9月12日開催の取締役会において、Zホールディングス㈱との間で資本業務提携契約を締結することについて決議を行い、同日付で資本業務提携契約を締結しております。当該契約に基づき同社が実施した当社株式を対象とする公開買付けにより、同社は当社の発行済株式総数の50.1%を取得し、当社の親会社となりました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,287,360,000株

(2) 発行済株式の総数 311,644,285株

(3) 株主数 29,546名

(4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
Zホールディングス株式会社	152,952,900株	50.1%
前澤 友作	54,554,900株	17.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,058,200株	2.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,465,800株	1.8%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	3,628,144株	1.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,759,200株	0.9%
RBC IST 15 PCT NON LEADING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	2,315,100株	0.8%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,219,590株	0.7%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,961,800株	0.6%
J P MORGAN CHASE BANK 385151	1,724,768株	0.6%

(注) 1 当社は、自己株式を6,349,103株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	
発行決議日		2018年6月26日	2018年6月26日	2018年6月26日	
新株予約権の数(個)		5,847	3,510	2,340	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額(1個当たり)		452,781円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない。	444,323円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない。	433,293円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	
権利行使期間		2018年7月14日から2031年7月13日まで	2018年7月14日から2034年7月13日まで	2018年7月14日から2038年7月13日まで	
行使の条件		(注) 1	(注) 2	(注) 3	
保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数(個)	5,847	3,510	2,340
		目的となる株式数(株)	584,700	351,000	234,000
		保有者数(人)	3	3	3

(注) 1 ① 新株予約権の割当てを受ける者(以下、「新株予約権者」という。)は、行使期間内において、以下の権利行使条件に従い、新株予約権を行使することができるものとする。

ただし、新株予約権者は、権利行使時においても継続して当社の業務執行取締役の地位にあることを要するものとする。

(ア) 新株予約権者において、新株予約権の割当日から3年を経過する日までの期間中、継続して、当社の業務執行取締役の地位にあったこと、(イ) 2021年3月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、売上高393,000百万円以上であること、(ウ) 割当日から2021年6月30日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前30営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)の時価総額(次式によって算出する。)の平均値が2兆円を超過すること、及び(エ) 割当日から2021年6月30日に至るまでの間の特定の日((ウ)における「特定の日」と同一の日とする。)において、当該特定の日を含む直前30営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)の株価(次式によって算出する。)の平均値が割当日

の株価の1.3倍を超過することの全てを条件として、当該全ての条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数 (※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数 (※)) × 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

(※) いずれも、当該特定の日における数値とします。

株価 = 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (※)

(※) 割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値 (円単位未満切り上げ) とします。

調整後株価 = 調整前株価 × 分割 (又は併合) の比率

- ② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。

- 2① 新株予約権の割当てを受ける者は、行使期間内において、以下の権利行使条件に従い、新株予約権を行使することができるものとする。

ただし、新株予約権者は、権利行使時においても継続して当社の業務執行取締役の地位にあることを要するものとする。

(ア) 新株予約権者において、新株予約権の割当日から6年を経過する日までの期間中、継続して、当社の業務執行取締役の地位にあったこと、(イ) 割当日から2024年6月30日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前30営業日 (当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。) の時価総額 (次式によって算出する。) の平均値が3兆円を超過すること、及び(ウ) 割当日から2024年6月30日に至るまでの間の特定の日 ((イ)における「特定の日」と同一の日とする。) において、当該特定の日を含む直前30営業日 (当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。) の株価 (次式によって算出する。) の平均値が割当日の株価の1.8倍を超過することの全てを条件として、当該全ての条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数 (※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数 (※)) × 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

(※) いずれも、当該特定の日における数値とします。

株価 = 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (※)

(※) 割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値 (円単位未満切り上げ) とします。

調整後株価 = 調整前株価×分割（又は併合）の比率

② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。

3① 新株予約権の割当てを受ける者は、行使期間内において、以下の権利行使条件に従い、新株予約権を行使することができるものとする。

ただし、新株予約権者は、権利行使時においても継続して当社の業務執行取締役の地位にあることを要するものとする。

（ア）新株予約権者において、新株予約権の割当日から10年を経過する日までの期間中、継続して、当社の業務執行取締役の地位にあったこと、（イ）割当日から2028年6月30日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前30営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が5兆円を超過すること、及び（ウ）割当日から2028年6月30日に至るまでの間の特定の日（（イ）における「特定の日」と同一の日とする。）において、当該特定の日を含む直前30営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の株価（次式によって算出する。）の平均値が割当日の株価の2.5倍を超過することの全てを条件として、当該全ての条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数 (※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数 (※)) × 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
(※) いずれも、当該特定の日における数値とします。

株価 = 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (※)
(※) 割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とします。

調整後株価 = 調整前株価×分割（又は併合）の比率

② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社子会社の役員に交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	
発行決議日		2019年6月25日	2019年6月25日	2019年6月25日	
新株予約権の数(個)		995	597	398	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額(1個当たり)		179,481円 金銭の払込みは要しない。なお、職務執行の対価として、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利発行には該当しません。	172,594円 金銭の払込みは要しない。なお、職務執行の対価として、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利発行には該当しません。	163,822円 金銭の払込みは要しない。なお、職務執行の対価として、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利発行には該当しません。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	
権利行使期間		2019年7月18日から2031年7月13日まで	2019年7月18日から2034年7月13日まで	2019年7月18日から2038年7月13日まで	
行使の条件		(注) 1	(注) 2	(注) 3	
交付状況	子会社の役員	新株予約権の数(個)	995	597	398
		目的となる株式数(株)	99,500	59,700	39,800
		交付者数(人)	4	4	4

(注) 1 ① 新株予約権の割当てを受ける者(以下、「新株予約権者」という。)は、行使期間内において、以下の権利行使条件に従い、新株予約権を行使することができるものとする。

(ア) 新株予約権者において、新株予約権の割当日から2021年7月13日までの期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役員、取締役又は従業員の地位にあったこと、(イ) 2021年3月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、売上高393,000百万円以上であること、(ウ) 割当日から2021年6月30日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前30営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)の時価総額(次式によって算出する。)の平均値が2兆円を超過すること、及び(エ) 割当日から2021年6月30日に至るまでの間の特定の日((ウ)における「特定の日」と同一の日とする。)において、当該特定の日を含む直前30営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)の株価(次式によって算

出する。)の平均値が2018年7月13日時点の株価の1.3倍を超過することの全てを条件として、当該全ての条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数(※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数(※)) × 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

(※) いずれも、当該特定の日における数値とします。

株価 = 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(※)

(※) 割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の指揮により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とします。

調整後株価 = 調整前株価 × 分割(又は併合)の比率

② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。

2① 新株予約権の割当てを受ける者は、行使期間内において、以下の権利行使条件に従い、新株予約権を行使することができるものとする。

(ア) 新株予約権者において、新株予約権の割当日から2024年7月13日までの期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役員、取締役又は従業員の地位にあったこと、(イ) 割当日から2024年6月30日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前30営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)の時価総額(次式によって算出する。)の平均値が3兆円を超過すること、及び(ウ) 割当日から2024年6月30日に至るまでの間の特定の日((イ)における「特定の日」と同一の日とする。)において、当該特定の日を含む直前30営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)の株価(次式によって算出する。)の平均値が2018年7月13日時点の株価の1.8倍を超過することの全てを条件として、当該全ての条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数(※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数(※)) × 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

(※) いずれも、当該特定の日における数値とします。

株価 = 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(※)

(※) 割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とします。

調整後株価 = 調整前株価 × 分割(又は併合)の比率

② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に

において定めるところによる。

- 3① 新株予約権の割当てを受ける者は、行使期間内において、以下の権利行使条件に従い、新株予約権を行使することができるものとする。

(ア) 新株予約権者において、新株予約権の割当日から2028年7月13日までの期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役員、取締役又は従業員の地位にあったこと、(イ) 割当日から2028年6月30日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前30営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が5兆円を超過すること、及び(ウ) 割当日から2028年6月30日に至るまでの間の特定の日（(イ)における「特定の日」と同一の日とする。）において、当該特定の日を含む直前30営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の株価（次式によって算出する。）の平均値が2018年7月13日時点の株価の2.5倍を超過することの全てを条件として、当該全ての条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数 (※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数 (※)) × 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
(※) いずれも、当該特定の日における数値とします。

株価 = 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (※)
(※) 割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とします。

調整後株価 = 調整前株価 × 分割（又は併合）の比率

- ② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。

		第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	
発行決議日		2019年10月18日	2019年10月18日	2019年10月18日	
新株予約権の数(個)		2,500	1,500	1,000	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額(1個当たり)		252,052円 金銭の払込みは要しない。なお、職務執行の対価として、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利発行には該当しません。	245,063円 金銭の払込みは要しない。なお、職務執行の対価として、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利発行には該当しません。	236,046円 金銭の払込みは要しない。なお、職務執行の対価として、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利発行には該当しません。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	
権利行使期間		2019年11月7日から2031年7月13日まで	2019年11月7日から2034年7月13日まで	2019年11月7日から2038年7月13日まで	
行使の条件		(注) 1	(注) 2	(注) 3	
交付状況	子会社の役員	新株予約権の数(個)	2,500	1,500	1,000
		目的となる株式数(株)	250,000	150,000	100,000
		交付者数(人)	1	1	1

(注) 1 ① 新株予約権の割当てを受ける者(以下、「新株予約権者」という。)は、行使期間内において、以下の権利行使条件に従い、新株予約権を行使することができるものとする。

ただし、新株予約権者は、権利行使時においても継続して当社又は当社の子会社の役員の地位にあることを要するものとする。

(ア) 新株予約権者において、新株予約権の割当日から2021年7月13日までの期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役員の地位にあったこと、(イ) 2021年3月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、売上高393,000百万円以上であること、(ウ) 割当日から2021年6月30日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前30営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)の時価総額(次式によって算出する。)の平均値が2兆円を超過すること、及び(エ) 割当日から2021年6月30日に至るまでの間の特定の日((ウ)における「特定の日」と同一の日とする。)において、当該特定の日を含む直前30営業

日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の株価（次式によって算出する。）の平均値が2018年7月13日時点の株価の1.3倍を超過することの全てを条件として、当該全ての条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数 (※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数 (※)) × 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (※) いずれも、当該特定の日における数値とします。

株価 = 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (※) (※) 割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とします。

調整後株価 = 調整前株価 × 分割（又は併合）の比率

② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。

2① 新株予約権の割当てを受ける者は、行使期間内において、以下の権利行使条件に従い、新株予約権を行使することができるものとする。

ただし、新株予約権者は、権利行使時においても継続して当社又は当社の子会社の役員の地位にあることを要するものとする。

(ア) 新株予約権者において、新株予約権の割当日から2024年7月13日までの期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役員の地位にあったこと、(イ) 割当日から2024年6月30日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前30営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が3兆円を超過すること、及び(ウ) 割当日から2024年6月30日に至るまでの間の特定の日（(イ)における「特定の日」と同一の日とする。）において、当該特定の日を含む直前30営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の株価（次式によって算出する。）の平均値が2018年7月13日時点の株価の1.8倍を超過することの全てを条件として、当該全ての条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数 (※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数 (※)) × 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (※) いずれも、当該特定の日における数値とします。

株価 = 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (※) (※) 割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式に

より調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とします。

調整後株価 = 調整前株価×分割（又は併合）の比率

- ② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。

- 3① 新株予約権の割当てを受ける者は、行使期間内において、以下の権利行使条件に従い、新株予約権を行使することができるものとする。

ただし、新株予約権者は、権利行使時においても継続して当社又は当社の子会社の役員の地位にあることを要するものとする。

（ア）新株予約権者において、新株予約権の割当日から2028年7月13日までの期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役員の地位にあったこと、（イ）割当日から2028年6月30日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前30営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が5兆円を超過すること、及び（ウ）割当日から2028年6月30日に至るまでの間の特定の日（（イ）における「特定の日」と同一の日とする。）において、当該特定の日を含む直前30営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の株価（次式によって算出する。）の平均値が2018年7月13日時点の株価の2.5倍を超過することの全てを条件として、当該全ての条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数 (※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数 (※)) × 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (※) いずれも、当該特定の日における数値とします。

株価 = 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (※) (※) 割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とします。

調整後株価 = 調整前株価×分割（又は併合）の比率

- ② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
澤田 宏太郎	代表取締役社長兼CEO	—
柳澤 孝旨	取締役副社長兼CFO	(株)コロプラ取締役 (株)オプトホールディング取締役
伊藤 正裕	取締役兼COO	(株)ZOZOテクノロジーズ取締役 ZOZO Apparel USA, Inc. Managing Director
川邊 健太郎	取締役	Zホールディングス(株)代表取締役社長 社長執行役員CEO ヤフー(株)代表取締役社長 社長執行役員CEO ソフトバンク(株)取締役
小野 光治	取締役	(株)ダイヤモンドヘッズ ディレクター
堀田 和宣	取締役	(株)グッドラック・コーポレーション代表取締役社長 (株)テイクアンドギヴ・ニーズ取締役
五十嵐 弘子	常勤監査役	—
茂田井 純一	監査役	(株)アカウンティング・アシスト代表取締役 (株)CARTA HOLDINGS監査役 (株)ビジョン監査役
宇都宮 純子	監査役	宇都宮・清水・陽来法律事務所（弁護士） (株)ソラスト監査役 (株)アドベンチャー取締役 ラクスル(株)取締役（監査等委員）

(注) 1 2020年1月28日開催の臨時株主総会において、川邊健太郎氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

- 2 小野光治氏、堀田和宣氏は、社外取締役であります。なお、当社は小野光治氏、堀田和宣氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3 監査役五十嵐弘子氏、茂田井純一氏、宇都宮純子氏の3名は社外監査役であります。なお、当社は五十嵐弘子氏、茂田井純一氏、宇都宮純子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 4 監査役五十嵐弘子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 監査役茂田井純一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5 当事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当および重要な兼職の状況
武藤 貴宣	2019年4月30日	取締役 EC事業本部管掌
大蔵 峰樹	2019年4月30日	取締役 フルフィルメント本部管掌
清水 俊明	2019年4月30日	取締役 ホスピタリティ本部管掌
大石 亜紀子	2019年4月30日	取締役 人自本部管掌
前澤 友作	2019年9月12日	代表取締役社長 株式会社Zozoテクノロジーズ取締役会長

6 取締役を兼任しない執行役員は以下のとおりです。

氏名	地位及び担当
武藤 貴宣	執行役員 EC事業本部、MSP商品開発本部担当
清水 俊明	執行役員 ホスピタリティ本部、人自本部担当
廣瀬 文慎	執行役員 経営管理本部、MSP商品開発本部、EC事業本部本部長
山崎 孝郎	執行役員 マーケティング本部、Yahoo!プロジェクト推進室、分析本部担当
宮澤 高浩	執行役員 フルフィルメント本部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役、社外取締役及び各監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	9名	206百万円
(うち社外取締役)	(1名)	(5百万円)
監査役	5名	35百万円
(うち社外監査役)	(4名)	(33百万円)
計	14名	242百万円

(注) 1 当事業年度末現在の人員は、取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の支給人数と相違しているのは、2019年6月25日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおり、また、無報酬の取締役及び社外取締役が各1名在籍しているためであります。

2 2019年4月30日をもって、取締役4名は辞任いたしました。

3 2019年9月12日の取締役会をもって、取締役1名は辞任いたしました。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役小野光治氏は㈱ダイヤモンドヘッズのディレクターであります。

なお、㈱ダイヤモンドヘッズと当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

取締役堀田和宣氏は㈱グッドラック・コーポレーションの代表取締役社長、㈱テイクアンドギヴ・ニーズの取締役であります。

なお、㈱グッドラック・コーポレーション及び㈱テイクアンドギヴ・ニーズと当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

監査役茂田井純一氏は㈱アカウンティング・アシストの代表取締役であります。また㈱CARTA HOLDINGS、㈱ビジョンの監査役であります。

なお、㈱アカウンティング・アシスト、㈱CARTA HOLDINGS及び㈱ビジョンと当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

監査役宇都宮純子氏は宇都宮・清水・陽来法律事務所の弁護士であります。また㈱ソラストの監査役、㈱アドベンチャーの取締役及びラクスル㈱の取締役(監査等委員)であります。

なお、宇都宮・清水・陽来法律事務所、㈱ソラスト、㈱アドベンチャー及びラクスル㈱と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏名（地位）	主な活動状況
小野 光治（取締役）	当事業年度開催の取締役会22回中、20回に出席しております。ファッション業界を中心としたアートディレクション及び企業・製品のブランディング活動で培われた豊富な経験と幅広い知識・見地から適宜発言を行っております。
堀田 和宣（取締役）	当事業年度開催の取締役会22回中、社外取締役就任後に開催された17回のうち、17回に出席しております。ウェディング業界およびホテル業界で培われた豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
五十嵐 弘子（監査役）	当事業年度開催の取締役会22回中、社外監査役就任後に開催された17回のうち、17回に出席しております。主に公認会計士としての財務・会計に関する高い見識と豊富な経験から発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会19回中、社外監査役就任後に開催された13回のうち、13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
茂田井 純一（監査役）	当事業年度開催の取締役会22回中、22回に出席しております。主に公認会計士としての財務・会計に関する高い見識と豊富な経験から発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には19回中、19回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
宇都宮 純子（監査役）	当事業年度開催の取締役会22回中、21回に出席しております。主に弁護士としての法律・コンプライアンスに関する高い見識と豊富な経験から発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には19回中、19回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 1 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当期の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬について合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「国際財務報告基準(IFRS)の適用に関する助言業務」等について、対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合や、その他必要があると判断した場合には、監査役会において、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

具体的には、会計監査人が以下の各号のいずれかに該当し、かつ適宜に改善が見込まれないと判断したときは、監査役会の決議により当該会計監査人を解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に付議いたします。

①会社法又は公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁の処分を受けた場合

②会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合

③会計監査人の監査の品質、品質管理、独立性、その他総合的能力等を勘案し、当社の監査を遂行するに不十分又は不適切であると判断した場合

④その他必要があると判断した場合

6. 会社の体制及び方針

- (1) 当社は会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

1. 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- ①当社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置することにより、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、当社の取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
- ②法令や社内諸規程等に反する疑いのある行為等を当社の取締役及び使用人が通報するための内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、不正行為等を早期に発見し、是正する。ヘルプラインに通報された事項に関しては、コンプライアンス委員会にて調査を行い、是正が必要な行為が明らかになった場合は、コンプライアンス委員会にて速やかに是正措置及び再発防止策を決定し、実施する。
- ③前号の通報を行った者が、当該通報をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。
- ④内部監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑤取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑥監査役会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令、「情報システム管理規程」及び「文書取扱規程」に基づき、文書または電磁的媒体により記録の上、適切に管理、保存する。
- ②当社の監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社のリスク管理統括責任者は取締役副社長とし、適宜取締役、執行役員、関連部署本部長及びディレクターは「リスク管理規程」に基づき、各種リスクを洗い出し並びに評価を行い、リスクの回避、軽減又は移転に必要な措置を事前に講ずる。
- ②内部監査室は、各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ③取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」により、取締役会に付議すべき事項、各取締役で決裁が可能な範囲を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- ②代表取締役社長は、「予算管理規程」に基づき年度経営計画を立案し、取締役会での承認を受け、各部門担当取締役は決定された計画に基づき、各部門が実施すべき具体的施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。
- ③代表取締役社長は、取締役会において年度経営計画の進捗状況について定期的に報告し、取締役会にて当該施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役または監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行う。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき経営管理本部が担当する。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と重要事項については適切な承認を得るものとする。
- ②内部監査室は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人に対する実効性の確保に関する事項と取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ②監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①当社グループの取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と決定事項、重要な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

②前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議に出席するとともに、その他の重要な会議への出席や稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

②監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を確保する。

③代表取締役社長は、監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。

④監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務に関して支払の請求があった場合には速やかに支払いを行うものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス体制の運用状況

コンプライアンス委員会規程を整備し、当該規程に基づき、毎四半期に1回委員会を開催し、当社の社会的責任、企業理念、社内規程、法令、その他様々な規制を遵守するための体制の構築、運用を行いました。さらに、必要に応じて臨時の委員会を開催しました。また、通報者の不利益な取扱いを禁止したヘルプライン規程を整備し、法令遵守、不正行為等の未然防止、早期発見を行っております。コンプライアンス委員会、監査役会及び社外弁護士を含む窓口（ヘルプライン）を設置し、社内イントラネットを通じて従業員へ周知し、運用を行っております。また、子会社においても当社コンプライアンス委員会を含む窓口を設置し、グループ全体のコンプライアンス強化に努めております。

②損失の危機の管理に関する規程その他の体制の運用状況

「リスク管理規程」並びに「情報システム管理規程」を整備し、当該規程に基づき、リスク管理体制の構築、運用を行っております。その一環として、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた情報セキュリティ教育研修会を、役職員に対し1回実施しました。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等に定められた事項や経営方針、予算の策定など、経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役間の意思疎通を図り、相互に職務執行の監督を行いました。

④当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

子会社の取締役または監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の業務の適正を図っております。また、子会社が当社に対し報告、または事前承認を求める事項を定めた決裁権限基準に基づき、必要に応じて子会社から当社に対し、付議、報告がなされております。

⑤内部監査室に関する運用状況

内部監査室が策定した内部監査計画に基づき、当社各部門及び子会社に対して、リスク管理状況並びに業務遂行状況について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に適宜報告致しました。また、適宜常勤監査役と情報交換を行いました。

⑥監査役の職務執行に関する運用状況

監査役は、取締役会並びに取締役及び執行役員で構成される経営会議への出席や、代表取締役社長との定期的な懇談会のほか、内部監査室の監査結果等を通じて監査の実効性を確保し、監査役監査基準及び監査計画に基づき監査を実施しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、資本コストを上回る利益を生み出した時、企業価値が増大し、株主の皆様はもちろんのこと全てのステークホルダーに満足いただけたと考えております。株主の皆様への利益還元につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら検討・実施していくことを基本方針としております。具体的には、自己資本当期純利益率（ROE）30%という水準に配慮したうえで事業の継続的拡大及び発展を実現させるための内部留保を確保し、その水準を超過する部分に関しては、流動性の向上も勘案しつつ、積極的に株主還元してまいる所存でおります。

当社の剰余金の配当については、期末配当の年1回もしくは中間配当を含めた年2回の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当連結会計年度の配当につきましては、連結配当性向40%を基準に、期末配当金を1株当たり18円とさせていただくことといたしました。次期の配当につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大とその収束の見通しが不透明であることから、現時点で未定としております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	64,095	流動負債	55,234
現金及び預金	28,004	買掛金	44
売掛金	31,270	受託販売預り金	18,867
商品及び製品	1,664	未払金	6,053
原材料及び貯蔵品	106	未払費用	711
前渡金	140	短期借入金	22,000
前払費用	2,150	未払法人税等	3,279
短期貸付金	2	未払消費税等	1,966
その他の	755	前受金	124
		預り金	126
		賞与引当金	282
		ポイント引当金	1,387
		返品調整引当金	107
		その他の	281
固定資産	24,022	固定負債	2,928
有形固定資産	9,194	退職給付引当金	1,468
建物	3,439	資産除去債務	1,449
車両運搬具	19	その他の	9
工具、器具及び備品	2,738	負債合計	58,162
建設仮勘定	2,997	(純資産の部)	
無形固定資産	570	株主資本	29,954
商標権	63	資本金	1,359
ソフトウェア	186	資本剰余金	1,328
その他の	320	資本準備金	1,328
投資その他の資産	14,257	利益剰余金	51,678
投資有価証券	24	その他利益剰余金	51,678
関係会社株式	5,103	繰越利益剰余金	51,678
関係会社出資金	417	自己株式	△24,412
敷金	2,745	評価・換算差額等	0
長期貸付金	222	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	5,948	新株予約権	1
貸倒引当金	△204	純資産合計	29,955
資産合計	88,117	負債純資産合計	88,117

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		117,238
売上原価		7,923
売上総利益		109,315
返品調整引当金戻入額		92
返品調整引当金繰入額		107
差引売上総利益		109,299
販売費及び一般管理費		84,247
営業利益		25,052
営業外収益		
受取利息	8	
リサイクル収入	38	
ポイント失効益	43	
関係会社業務支援料	74	
受取賃借料	469	
その他	25	659
営業外費用		
支払利息	92	
支払賃借料	329	
支払手数料	59	
為替差損	66	
貸倒引当金繰入額	204	
投資事業組合運用損	28	780
経常利益		24,930
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	2,368	
固定資産売却益	15	
投資有価証券売却益	50	2,434
特別損失		
固定資産除売却損	19	
投資有価証券評価損	546	
関係会社株式評価損	1,172	1,738
税引前当期純利益		25,626
法人税、住民税及び事業税	6,929	
法人税等調整額	270	7,199
当期純利益		18,426

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	70,429	流動負債	56,126
現金及び預金	33,602	買掛金	60
売掛金	31,547	受託販売預り金	18,998
商品及び製品	1,664	未払金	5,296
原材料及び貯蔵品	106	短期借入金	22,000
その他	3,508	未払法人税等	3,812
		賞与引当金	459
		ポイント引当金	1,387
		返品調整引当金	107
		その他	4,003
固定資産	23,756	固定負債	3,525
有形固定資産	10,493	退職給付に係る負債	2,007
建物	3,583	資産除去債務	1,497
車両運搬具	19	繰延税金負債	10
工具、器具及び備品	3,833	その他	9
建設仮勘定	3,056		
無形固定資産	2,968	負債合計	59,651
のれん	2,148	(純資産の部)	
ソフトウェア	386	株主資本	34,616
その他	434	資本金	1,359
投資その他の資産	10,295	資本剰余金	1,328
投資有価証券	519	利益剰余金	56,340
繰延税金資産	6,969	自己株式	△24,412
その他	3,009	その他の包括利益累計額	△83
貸倒引当金	△204	その他有価証券評価差額金	0
		為替換算調整勘定	△11
		退職給付に係る調整累計額	△71
		新株予約権	1
		純資産合計	34,534
資産合計	94,186	負債純資産合計	94,186

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		125,517
売上原価		11,780
売上総利益		113,737
返品調整引当金戻入額		92
返品調整引当金繰入額		107
差引売上総利益		113,721
販売費及び一般管理費		85,832
営業利益		27,888
営業外収益		
受取利息	2	
業務支援料	45	
リサイクル収入	40	
補助金収入	44	
ポイント失効益	43	
その他	33	208
営業外費用		
支払利息	92	
貸倒引当金繰入額	204	
支払手数料	59	
為替差損	68	
投資事業組合運用損	28	453
経常利益		27,644
特別利益		
事業整理損失引当金戻入額	130	
固定資産売却益	15	
投資有価証券売却益	50	196
特別損失		
固定資産除売却損	29	
投資有価証券評価損	1,697	1,726
税金等調整前当期純利益		26,113
法人税、住民税及び事業税	7,828	
法人税等調整額	△519	7,308
当期純利益		18,804
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		18,804

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社Z0Z0
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 徹 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 義 浩 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Z0Z0の2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本（連結）

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社ZOZO
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 義 浩 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ZOZOの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ZOZO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人、内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社 Zozo 監査役会

常勤監査役（社外監査役）五十嵐 弘 子（印）

社外監査役 茂田井 純 一（印）

社外監査役 宇都宮 純 子（印）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第22期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円

総額5,495,313,276円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月30日

第2号議案 取締役2名選任の件

2019年9月12日付で当社とZホールディングス株式会社（以下「ZHD」といいます。）との間で締結した資本業務提携契約に従い、ZHDから経営者としてインターネットサービス業界で経験が豊富な人材の派遣を受けるとともに、経営監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、新たに取締役2名（うち社外取締役1名）の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者は、独立社外取締役を中心に構成した指名報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会で決定したものです。

なお、新任取締役の任期は、当社定款の定めにより在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	おざわ たかお 小澤 隆生 (1972年2月29日生)	1995年4月 ㈱CSK（現SCSK㈱）入社 1999年8月 ㈱ビズシーク設立 同社代表取締役 2003年3月 楽天㈱入社 同社オークション事業担当執行役員 2005年1月 ㈱楽天野球団取締役事業本部長 2012年9月 ヤフー㈱（現Zホールディングス㈱）入社 2012年10月 YJキャピタル㈱取締役COO 2013年7月 ヤフー㈱（現Zホールディングス㈱）執行役員 ショッピングカンパニー長 2013年8月 アスクル㈱社外取締役（現任） 2014年4月 YJキャピタル㈱代表取締役 2015年1月 同社取締役 2015年9月 ㈱ユーザーローカル取締役（現任） 2016年3月 バリューコマース㈱取締役 2018年4月 ヤフー㈱（現Zホールディングス㈱）常務執行 役員コマースカンパニー長 兼 コマースカンパ ニーショッピング統括本部長 2018年6月 PayPay㈱取締役（現任） 2019年6月 ヤフー㈱（現Zホールディングス㈱）取締役 専務執行役員（現任） 2019年10月 ヤフー㈱取締役 専務執行役員 最高執行責任者 (COO)（現任） （重要な兼職の状況） ヤフー㈱取締役 専務執行役員 最高執行責任者 (COO) Zホールディングス㈱取締役 専務執行役員 PayPay㈱取締役 アスクル㈱社外取締役 ㈱ユーザーローカル取締役	一株
<取締役候補者とした理由> 経営者としてインターネットサービス業界で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの経営に活かすため、当社取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	さいとう たろう 齋藤 太郎 (1972年11月24日生)	1995年4月 ㈱電通入社 2005年5月 ㈱dof設立 同社取締役 2009年6月 ㈱電通退社 2009年6月 ㈱dof代表取締役社長 (現任) 2014年12月 ㈱VOYAGE GROUP (現 ㈱CARTA HOLDINGS) 社外取締役 (現任) 2017年1月 ㈱CC設立 同社取締役 (現任) 2019年6月 フォースタートアップス(㈱社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱dof代表取締役社長 ㈱VOYAGE GROUP (現 ㈱CARTA HOLDINGS) 社外取締役 ㈱CC取締役 フォースタートアップス(㈱社外取締役	一株
<p><社外取締役候補者とした理由> ブランディングおよびコミュニケーションデザインについて豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループのブランディング戦略について高い視点からアドバイスをいただきたく、当社社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者は新任の取締役候補者であります。
2. 小澤隆生氏は、ヤフー(株)の取締役 専務執行役員 最高執行責任者 (COO) であり、同社は当社とPayPayモールへの出店や広告に関する取引関係およびユーザー送客に関する取引関係があるとともに、ファッションEC事業において競業関係にあります。
3. 小澤隆生氏の「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社であるZHDおよびZHDの子会社であるヤフー(株)における現在又は過去5年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。
4. 齋藤太郎氏は、社外取締役候補者であり、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は、独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、小澤隆生氏および齋藤太郎氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役宇都宮純子氏（戸籍上の氏名・森田純子）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
うつのみや じゅんこ 宇 都 宮 純 子 当社商業登記及び戸籍上の氏名 森田 純子 (1971年 6 月 21 日生)	2000年4月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所 入所 2007年10月 (株)東京証券取引所 出向 2011年11月 宇都宮総合法律事務所 開設 2012年6月 当社監査役（現任） 2013年4月 法政大学法科大学院兼任教授（国際取引法担当） (2016年まで) (株)ソラスト社外監査役（現任。但し、同社の本年6月開催予定の株主総会の終結時をもって退任予定） 2013年9月 (株)アドベンチャー 社外取締役（現任） 2015年9月 一般社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボール リーグ法務委員（現任） 2015年12月 宇都宮・清水法律事務所 開設 2018年2月 宇都宮・清水・陽来法律事務所開設 同所共同代表弁護士（現任） 2018年10月 ラクスル(株)社外監査役 2019年10月 ラクスル(株)社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 宇都宮・清水・陽来法律事務所 共同代表弁護士 (株)ソラスト社外監査役（但し、同社の本年6月開催予定の株主総会の終結時をもって退任予定） (株)アドベンチャー 社外取締役 ラクスル(株)社外取締役（監査等委員）	3,000株
<社外監査役候補者とした理由> 弁護士としての専門的見地から企業法務に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 宇都宮純子氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は宇都宮純子氏を(株)東京証券取引所の

定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

3. 宇都宮純子氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は、宇都宮純子氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 宇都宮純子氏は、株式会社アドベンチャーの社外取締役であります。その在任中、同社子会社の従業員による着服行為が判明しております。同氏は、事前には当該事実について認識しておりませんでした。日頃から同社において法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、本件事実の判明後においては徹底的な調査および再発防止策の策定を要請し、同社の取組みを監督するなど、その職責を適切に遂行しておりました。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決議に基づき新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査役会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人候補者とした理由は、同監査法人のグローバルでの経験、監査体制、独立性、専門性等を総合的に勘案した結果、会計監査人としての適格性を備えていると判断したこと、および、親会社であるZHDと会計監査人を同一とすることにより、会計監査の効率化およびグループ連結決算の一元的な管理体制の確立を図ることができると判断したことによるものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

2020年3月末日現在

名称	有限責任監査法人トーマツ		
主たる事務所の所在場所	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング		
沿革	1968年5月	等松・青木監査法人設立	
	1975年5月	トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現 デロイト トウシュトーマツ リミテッド<DTTL>) へ加盟	
	1990年2月	監査法人トーマツに名称変更	
	2009年7月	有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更	
概要	資本金	1,041	百万円
	社員 (公認会計士)	523	名
	特定社員	52	名
	職員		
	公認会計士	2,714	名
	公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む)	1,230	名
	その他専門職	2,129	名
	事務職	173	名
	合計	6,821	名
	監査関与会社	3,306	社 (2019年5月末日現在)

(注) 候補者は、過去2年間に、当社および当社の子会社より、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるアドバイザー業務に対する報酬等を受けておりますが、選任後は現会計監査人と同様に、独立性に影響する非監査業務契約は行いません。

第5号議案 取締役の報酬等の改定の件（業績連動型譲渡制限付株式の付与）

1. 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入目的等

当社の取締役の報酬は、2017年6月27日開催の第19期定時株主総会において、年額800百万円以内（うち、社外取締役分は年額500百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、当社は、取締役会の諮問機関であり、独立社外取締役が委員長を務める指名報酬諮問委員会を中心に役員報酬制度の見直しを検討してまいりました。

今般、指名報酬諮問委員会での検討結果も踏まえ、当社の取締役（業務執行取締役に限るものとし、以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブを与えるとともに、当社の対象取締役と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与する報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に基づき交付される株式を「本割当株式」といいます。）を導入することといたしたく存じます。本議案は、対象取締役に対して、上記の目的を踏まえ、上記現行の報酬の額とは別枠で、本割当株式を付与するための金銭報酬を年額162百万円（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の範囲内で支給することにつきご承認をお願いするものであります。

各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名報酬諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会において決定するものとします。

以上の報酬制度につきましては、指名報酬諮問委員会から適切である旨の答申を受けています。

なお、現在の対象取締役は3名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されるか否かにかかわらず、対象取締役の員数は引き続き3名となります。本制度につきましては、社外取締役を含む非業務執行取締役を対象とするものではありません。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を支給し、対象取締役がその全額を現物出資財産として拠出することにより、対象取締役に対して当社普通株式を割り当て、かつ、割り当てた株式に一定期間の譲渡制限を付する制度であり、対象取締役に割り当てられる譲渡制限付株式は、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた指標の達成度合等に応じて譲渡制限を解除する株式の数が決定される「業績連動型譲渡制限付株式」であります。本制度に基づき、当社が発行又は処分する普通株式の総数は、年120,000株以内といたします（但し、いずれも、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて譲渡制限付株式として発行又は処分される当社普通株式の総数の上限の調整を必要とする場合には、当該総数の上限を合理的に調整できるものとします。）。1株当たりの払込金額は、当社普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）等、当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定いたします。

本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を

含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の割当を受けた日より１年間から３年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分することができません（以下「譲渡制限」といいます。）。

（２）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、当社の株価上昇率、連結営業利益その他の当社取締役会が予め設定した業績目標の達成度合い等に応じて譲渡制限解除割合を決定し、譲渡制限期間の満了時点において対象取締役が保有する割当株式のうち、当該割当株式の数に譲渡制限解除割合を乗じて計算される数（１株未満切り捨て）の割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限を解除するものとします。但し、対象取締役が、譲渡制限期間中に、当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

（３）本割当株式の無償取得

当社は、本割当株式のうち、上記（２）に従い譲渡制限が解除されないこととなる本割当株式を無償で取得するものとします。また、対象取締役が、譲渡制限期間満了前に、当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により当社の取締役の地位を退任した場合その他対象取締役に一定の事由が生じた場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得するものとします。

当社は、上記（２）に従い譲渡制限が解除された本割当株式についても、当該譲渡制限解除後において、譲渡制限解除割合の算定基礎となる数値に誤りがあった場合等一定の事由が発生していたことが判明し、当社が相当と認めた場合には、対象取締役は、当社に対して、本割当株式の全部若しくは一部又はこれらに相当する金銭等を無償で返還するものとします。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他一定の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（株主総会承認が不要な場合は、取締役会）で承認された場合、当社は、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、譲渡制限が解除されていない本割当株式について無償で取得します。

３．その他取締役会で定める内容

その他の内容につきましては、当社の取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とするものとします。

(ご参考)

本議案が承認可決された場合、現在の対象取締役は、本割当株式の割当後、保有する当社株式報酬型ストックオプション（当社第1回乃至第3回新株予約権）を放棄する予定です。

また、当社は、本議案が承認可決された場合、本総会終了後に、当社の執行役員にも、上記と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

【当社取締役の報酬体系】

当社は、指名報酬諮問委員会の審議結果およびその答申を踏まえ、2020年5月21日開催の取締役会において、当社の取締役（業務執行取締役に限ります。以下「業務執行取締役」といいます。）について、当社の持続的かつ中長期の企業価値向上を促し、健全なインセンティブとして機能させることを目的とし、当社の経営戦略に基づく短期・中長期の業績の達成および企業価値の向上に向けた取り組みとその成果に対して報酬を支払う報酬制度に改定することを決議いたしました。

当社の業務執行取締役に対する報酬は、固定報酬および業績連動報酬で構成され、固定報酬は現金のみ、業績連動報酬は現金賞与および株式報酬の2種類の報酬から構成されます。各報酬の割合については、業績連動報酬の割合が固定報酬の割合を上回り、業績連動報酬のうち、現金賞与と株式報酬の割合を半分ずつとすることとします（※）。各報酬の種類および目的・概要は以下の図表のとおりです。

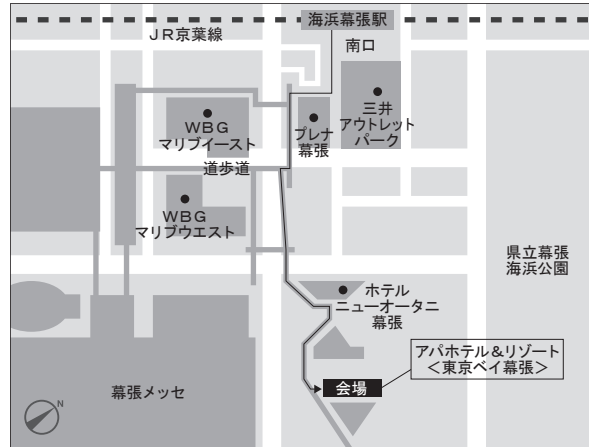
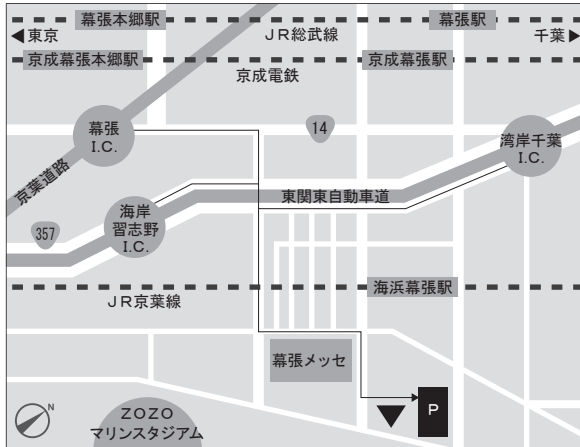
報酬の種類		目的・概要
固定	現金報酬	職責に応じた職務遂行に対する固定報酬
業績連動	現金賞与 (短期インセンティブ報酬)	事業年度毎の短期的な業績目標の達成を意識した業績連動報酬 ・ 具体的な支給額は、単年度計画で定める業績目標の達成度に応じて決定する。 ・ 事業の成長性としての商品取扱高と収益性としての連結営業利益（※）を報酬の支給判断基準として設定する。
	株式報酬 (中長期インセンティブ報酬)	中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するための業績連動報酬 ・ 譲渡制限付株式とし、譲渡制限解除割合は、3事業年度の当社株価成長率および連結営業利益（※）に応じて決定（株価成長率については、36社ほどのベンチマーク企業群の株価成長率と比較） ・ 原則として、毎年交付する。

（※）今後、報酬割合、報酬の支給判断基準等は取締役会決議により変更されることがあります。

上記のうち、株式報酬の上限額等については、上記第5号議案に記載のとおりです。

以上

会場ご案内



公共交通機関でご来場の方

〔最寄駅〕JR京葉線「海浜幕張駅」から徒歩7分

「海浜幕張駅」までの所要時間

東京駅－海浜幕張駅：JR京葉線快速で約30分

JR総武線幕張本郷駅－海浜幕張駅：京成バスで約15分

京成幕張本郷駅－海浜幕張駅：京成バスで約15分

お車でご来場の方

東京方面より東関東自動車道「湾岸習志野I.C.」下車から約10分

千葉方面より東関東自動車道「湾岸千葉I.C.」下車から約8分

京葉道路「幕張I.C.」下車から約12分



パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3092/>

